

たばこに関連する消防関係法令等（抜粋）

<消防法> 昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号

第 3 条 消防長、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 火遊び、**喫煙**、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備

二～四 （略）

2～4（略）

第 5 条の 3 消防長、消防署長その他の消防吏員は、防火対象物において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者（特に緊急の必要があると認める場合においては、当該物件の所有者、管理者若しくは占有者又は当該防火対象物の関係者。次項において同じ。）に対して、**第 3 条第 1 項各号**に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2～5（略）

第 9 条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱い**その他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項**は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

第 23 条 市町村長は、火災の警戒上特に必要があると認めるときは、期間を限つて、一定区域内におけるたき火又は**喫煙**の制限をすることができる。

＜火災予防条例（例）＞ 昭和36年11月22日自消甲予発第73号消防庁長官

（喫煙等）

第23条 次に掲げる場所で、消防長（消防署長）が指定する場所においては、**喫煙**し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席

二 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分

三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲

四 第一号及び第二号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所

2 前項の消防長（消防署長）が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「**禁煙**」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第七に定めるものとしなければならない。

4 第一項の消防長（消防署長）が指定する場所（同項第三号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該防火対象物内において全面的に**喫煙**が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に**喫煙**が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な**喫煙**の禁止を確保するために消防長（消防署長）が火災予防上必要と認める措置

二 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた**喫煙所**の設置及び当該**喫煙所**における「**喫煙所**」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第七に定めるものとしなければならない。）

5 前項第二号に掲げる場合において、劇場等の**喫煙所**は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に**喫煙**が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な**喫煙**の禁止を確保するために消防長（消防署長）が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において**喫煙所**を設けないことができる。

6 前項の**喫煙所**の床面積の合計は、客席の床面積の合計の三十分の一以上としなければならない。ただし、消防長（消防署長）が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

7 第一項の消防長（消防署長）の指定する場所の関係者は、当該場所で**喫煙**し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

(作業中の防火管理)

第28条

1～4 (略)

5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に**吸殻**容器を設け、当該場所以外の場所では**喫煙**してはならない。

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

一～三 (略)

四 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で**喫煙**をしないこと。

五 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市(町・村)長が指定した区域内において**喫煙**をしないこと。

六 残火(たばこの**吸殻**を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

七 (略)

危険物施設等に係る技術上の基準等（抜粋）

<消防法> 昭和23年7月24日法律第186号

第9条の4 危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物及びわら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの（以下「指定可燃物」という。）その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。

2 （略）

第10条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

2 別表第1に掲げる品名（第11条の4第1項において単に「品名」という。）又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

3 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。

4 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

第11条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

一 消防本部及び消防署を置く市町村（次号及び第3号において「消防本部等所在市町村」という。）の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（配管によつて危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの（以下「移送取扱所」という。）を除く。） 当該市町村長

二 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（移送取扱所を除く。） 当該区域を管轄する都道府県知事

三 1の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長

四 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事（2以上の都道府県の区域にわたつて設置されるものについては、総務大臣）

2 前項各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣（以下この章及び次章において「市町村長等」という。）は、同項の規定による許可の申請があつた

場合において、その製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が前条第四項の技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは、許可を与えなければならない。

3～7 (略)

第 39 条の 3 業務上必要な注意を怠り、製造所、貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又は飛散させて火災の危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は 200 万円以下の罰金に処する。ただし、公共の危険が生じなかつたときは、これを罰しない。

2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 300 万円以下の罰金に処する。

第 43 条 次のいずれかに該当する者は、3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

一 第 10 条第 3 項の規定に違反した者

二及び三 (略)

2 前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

＜危険物の規制に関する政令＞ 昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号

第 24 条 法第十条第三項の製造所等においてする危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 製造所等においては、みだりに火気を使用しないこと。

三～七 (略)

八 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。

九～十二 (略)

十三 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

十四 (略)

第 31 条 法第 13 条第 1 項の危険物保安監督者は、危険物の取扱作業に関して保安の監督をする場合は、誠実にその職務を行わなければならない。

2 危険物取扱者は、危険物の取扱作業に従事するときは、法第 10 条第 3 項の貯蔵又は取扱いの技術上の基準を遵守するとともに、当該危険物の保安の確保について細心の注意を払わなければならない。

3 甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者は、危険物の取扱作業の立会をする場合は、取扱作業に従事する者が法第 10 条第 3 項の貯蔵又は取扱いの技術上の基準を遵守するように監督するとともに、必要に応じてこ

これらの者に指示を与えなければならない。

＜危険物の規制に関する規則＞ 昭和 34 年 9 月 29 日総理府令第 55 号

第 40 条の 3 の 10 令第 27 条第 6 項第 1 号の 3 の規定による顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準は、次のとおりとする。

一及び二 (略)

三 制御卓において、次に定めるところにより顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業（以下この号において「顧客の給油作業等」という。）を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うこと。

イ 顧客の給油作業等を直視等により適切に監視すること。

ロ 顧客の給油作業等が開始されるときには、火気のないことその他安全上支障のないことを確認した上で、第 28 条の 2 の 5 第 6 号ハに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。

ハ 顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器が使用されていないときには、第 28 条の 2 の 5 第 6 号ハに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。

ニ 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、第 28 条の 2 の 5 第 6 号ニに規定する制御装置によりホース機器への危険物の供給を一斉に停止し、給油取扱所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。

ホ 第 28 条の 2 の 5 第 6 号ホに規定する装置等により顧客の給油作業等について必要な指示を行うこと。

＜火災予防条例（例）＞ 昭和 36 年 11 月 22 日自消甲予発第 73 号消防庁長官

第 30 条 法第 9 条の 4 の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらな
かえればならない。

- 一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。」
- 二 （略）
- 三 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
- 四～六 （略）